



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和5年(2023)1.1 睦月 (NO.351)



ペルダ通信



メール・アドレス hi-perda@shine.tnc.ne.jp URL <http://www.hi-perda.com>

“気づきが自分を変えていく“傾聴訓練研修・メンタルヘルス研修 お請けします！”

社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員

会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 生き生き



※「人柄とやる気と能力」で雇用を！ ※なくそう望まない受動喫煙！ 最低賃金 944 円（静岡県）

新年 あけまして おめでとうございます

本年も昨年と変わらずのご愛顧をお願いいたします

睦月（むつき）正月に親類一同が集まる、睦（親しくする）の月（静岡県民手帳）小寒（二十四節気）、寒さが極まるやや手前の頃のこと。寒の入りを迎え、立春になる寒の明けまでの約一ヶ月が寒の内です。正月を迎え、初夢を見、七日には七草粥をいただきます。春の七草（せり、なずな、ごぎょう、はこべら、ほとけのざ、すずな、すずしろ）は、今年も健康でありますようにと願って、春の七草が入った七草粥をいただきます（日本の七十二候を楽しむ：東邦出版）。本年が、皆様にとって、社員及び家族にとって、取引先の皆様にとって健康で良き年になりますようご祈念いたします。



✓ 令和5年の改正法律

1. 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げられます（4月1日施行）

*時間外労働は、25%、法定休日勤務は、35%、深夜労働は25%です。この時間外労働の25%が50%に引き上げられます。

*深夜労働との関係＝つき60時間を超える時間外労働を深夜（22：00～5：00）の時間帯に行わせる場合は、深夜割増賃金率 25%+時間外割増賃金率 50%=75%になります。

*休日労働との関係＝月60時間の算定に法定休日に行なった労働時間は含まれませんがそれ以外の休日は含まれます。

*就業規則や雇用契約書に割増賃金の割増率が記載されている場合は、変更が必要になります。

*1ヶ月の起算日から時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません（一般的に給与の計算期間の初日が起算日になっています）

***60時間まで「25%」、60時間超は「50%」**になります。

2. 賃金を、いわゆる「デジタル払い」ができるようになります（令和5年4月1日施行）

*賃金は、通貨払いが原則（労働基準法第24条）ですが、労働者が同意した場合は、例外として、

- ①銀行口座への振込、②証券総合口座への振込の2つが認められていますが、新たな選択肢として、③資金移動業者の口座への賃金支払いができるよう法律が改正され、令和5年4月1日施行です。

*「資金移動業者」とは、銀行以外の者が為替取引を業として営むことをいい、「資金決済法」に基づき、事前に内閣総理大臣の登録を受けた業者をいい、
・送金額の制限がない「第一種資金移動業」、
・100万円相当額以下の送金のみを扱う「第二種資金移動業」、
・5万円相当額以下の送金のみを扱う第三種資金移動業の3つの類型に分かれています。

*現在、全国の財務局等に登録されている資金移動業者は84業者あります。

*7つの要件があり、全てを満たした業者を厚生労働大臣が指定します。

✓ 業務量急増が負荷に/労働者の自殺を労災認定/愛知県半田労基署（R4.4.20 認定）

大手製鉄会社に勤務する労働者がうつ病を発症して自殺したのは、業務量の急増などが原因であるとして、愛知県半田労働基準監督署（山本祥喜署長）が労災認定していたことが分かった。令和4年4月20日付で認定した。半田労働基準監督署が遺族に開示した調査復命書によると、発症前6ヶ月間の出来事として、「仕事内容・仕事量の大きな変化」と「上司とのトラブル」があった。心理的負荷はそれぞれ「中」で、全体評価は「強」としている。労働者は令和元年10月から発電機の修繕業務を担当したことで、発症5ヶ月前の時間外労働が前月比で27時間30分増加し、45時間30分となった。4ヶ月前は37時間、3ヶ月前は25時間30分、2か月前は、25時間と減少していたが、その後令和2年1月に再び業務量が増大。発症1ヶ月前は76時間30分に上り、前月比51時間30分と急激に増加していた。上司とのトラブルは、令和2年1月から2月にかけて4回確認した、「何を考えているか」などの上司の叱責について、業務指導の範囲内であったが、発症に関与したと判断した。うつ病に関しては、交際相手にLINEで不眠を訴えていたことなどから、自殺直前の令和2年2月に発症したと推察している。

✓ 暴行罪について

昨年12月4日に裾野市の保育園の保育士3人が暴行罪で逮捕されました。暴行罪とはどのようなものでしょうか。「職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメントの防止措置が昨年4月から事業主の義務になりました。パワーハラスメントの3つの定義の一つに「労働者の就業環境が害す」があり、具体的には、身体的な攻撃で殴打・足蹴り・物を投げつけるなどがその一つです。これらは暴行に当たります。人に向けて石を投げたり、唾液や水、砂をかけたりする行為や大音量、熱、電気などの刺激を与えることも暴行に当たる場合があります。強く言われたからパワハラだというのもトラブルのもとになります。パワハラやセクハラなどのハラスメントにどのような行為が該当し、該当しないのか、管理職や社員に対し、日頃からの周知や教育研修が必要です。ご相談ください。

「天は自ら助くる者を助く」

外部からの援助は人間を弱くする。自分で自分を助けようとする精神こそ、その人間をいつまでも励まし元気づける。人のために良かれと思って援助の手を差し伸べても、相手はかえって自立の気持ちを失い、その必要性も忘れるだろう。保護や抑制も度が過ぎると、役に立たない無力な人間を生み出すのがオチである。いかにすぐれた制度をこしらえても、それで人間を救えるわけではない。いちばんよいのは何もしないで放っておくことかもしれない。そうすれば、人は自らの力で自己を発展させ、自分の置かれた状況を改善していくだろう。

（自助論：サミュエル・スマイルズ：竹内均訳：三笠書房より）



☆2ヶ月以内雇用でも、契約更新があれば、最初から社会保険加入が義務です！

☆歯科健康診断結果報告の提出が必要です

☆パート・アルバイト社会保険加入義務化：101人以上、51人以上（令和4年10月より段階的）

☆傷病手当金の支給期間、正味1年6ヶ月！☆60時間超の残業：割増率5割以上！（令和5年4月1日）

☆高額療養費 高くなると思ったら「限度額申請」の利用を！

☆車到山前必有路（くるまさんぜんにいたりてかならずみちあり）（進めば必ず道開く）

12月1日現在：静岡県人口 3,578,761 人（前月比 1,681 人減）：内訳：自然動態 2,277 人減（出生 1,782 人・死亡 4,059 人）、社会動態 596 人増（転入 9,859 人・転出 9,263 人）：世帯数 1,505,554 世帯（前月比 397 世帯増）：静岡市人口 682,619 人（前月比 450 人減）：世帯数 300,742（前月比 15 世帯増）